第7章 非行等問題行動

第1節 少年非行の概況

1. 少年非行の状況

昭和26年からの非行少年の検挙・補導数についてみると、戦後間もない時期に第1のピーク、昭和40年前後に第2のピーク、そして昭和57年あたりに第3のピーク、平成8年からは上昇に転じ高原状態で推移しています。平成23年中の状況をみると、県下で検挙・補導した非行少年等の数は6,831人で、前年より1,477人減少しました。14~19歳の刑法犯である犯罪少年は190人減少し675人、14歳未満の刑法犯である触法少年は9人減少し252人、そしてシンナー、覚せい剤乱用少年を含む特別法犯少年は18人増加し55人でした。また、ぐ犯・不良行為少年は1,296人減少し5,859人の補導となっています。

用語の概念

犯罪少年とは……14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者(交通関係を除く。)

触法少年とは……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者(交通関係を除く。)

ぐ犯少年とは……20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または

刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

不良行為少年とは……20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめ

させるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のあ

る者

刑法犯少年とは・・・・・刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)

特別法犯少年とは・・・・特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除

<.)

非行少年等とは……刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。

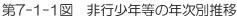
凶 悪 犯……殺人、強盗、強姦、放火をいう。

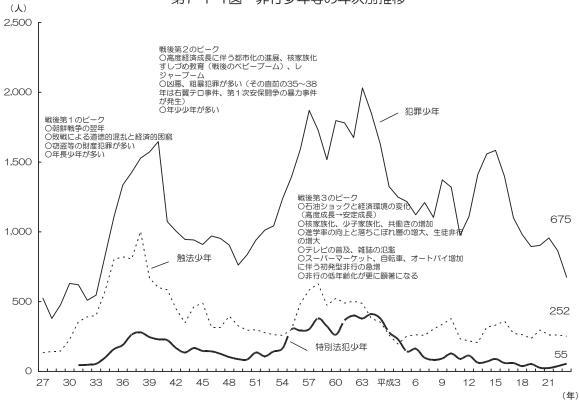
粗 暴 犯………傷害、暴行、恐喝、脅迫をいう。

知能犯……詐欺、横領、偽造をいう。

風俗犯……と博、わいせつをいう。

少年人口・・・・・・平成23年10月1日を基準にした推計人口





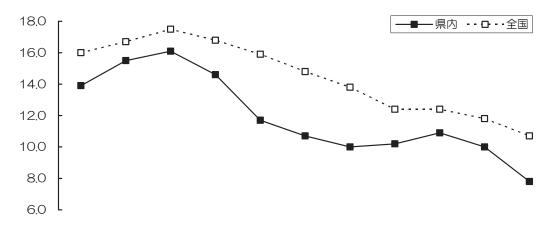
(備考)犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。 特別法犯少年は、交通法犯を除く。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比

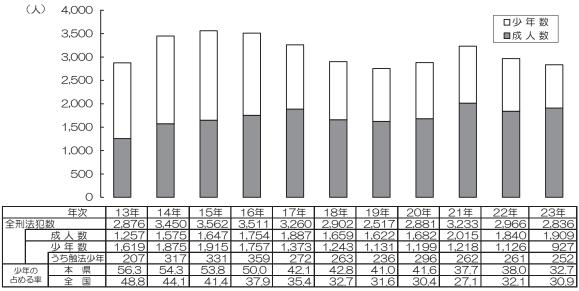


年次別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
県内	13.9	15.5	16.1	14.6	11.7	10.7	10.0	10.2	10.9	10.0	7.8
全国	16.0	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4	12.4	11.8	10.7

第2節 刑法犯少年

1. 全刑法犯に占める少年の状況

平成23年中の刑法犯検挙・補導人員は2,836人で、このうち少年(触法少年を含む。)は927人で全体の32.7%を占め、前年に比較して5.3ポイント減少しています。



第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の状況

(備考) 刑法犯少年には犯罪少年と触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 罪種別刑法犯少年

平成23年中に刑法犯少年として検挙・補導した少年について、罪種別にみると万引き、自転車盗を中心とする窃盗が641人と全体の69.1%を占めています。

また、中学生・高校生が全体の73.5%を占めています。

第7-2-2表 罪種別刑法犯少年の状況(平成23年)

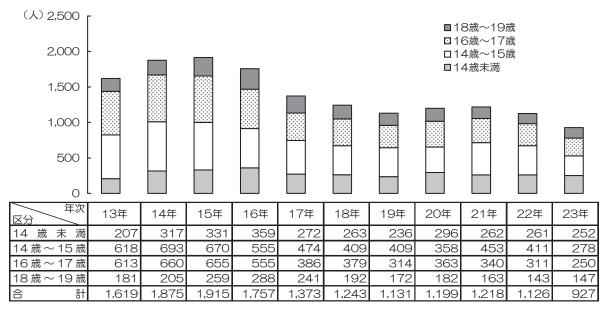
単位(人)

								T
区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
凶悪犯	0	0	0	2	0	1	1	4
粗暴犯	0	2	58	17	1	19	9	106
窃盗犯	1	62	264	210	19	34	51	641
知能犯	0	2	0	3	1	0	6	12
風俗犯	0	1	3	4	2	0	1	11
その他	0	3	64	56	14	12	4	153
合計	1	70	389	292	37	66	72	927

3. 年齡層別刑法犯少年

刑法犯少年は、平成15年をピークに減少傾向にありましたが、平成20年に5年ぶりに増加に転じました。平成23年は927人となり、前年に比べて199人減少しました。

刑法犯少年を年齢層別に分け過去10年間の推移をみると、14歳~17歳の少年が約60%~70% 台を占めています。



第7-2-3図 刑法犯少年の年齢別推移

(資料)滋賀県警察本部少年課

4. 学職別刑法犯少年

平成23年中の刑法犯少年927人について、学職別に分けて年次別推移をみると、平成11年以降全体的に増加傾向となり、平成15年をピークにほぼ全ての学職で減少していましたが、平成23年は、小学生が増加しています。

第7-2-4表 学識別刑法犯少年の推移

													単	位 (人)
<u>区</u>	/	年》	7別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
学	生	生	徒	1,307	1,554	1,577	1,392	1,135	1,002	929	1,009	1,019	972	788
有	職	少	年	129	115	125	177	110	125	90	99	87	75	66
無	職	少	年	183	206	211	188	128	116	112	91	112	79	73
合			計	1,619	1,875	1,913	1,757	1,373	1,243	1,131	1,199	1,218	1,126	927

5. 男女別刑法犯少年

平成23年中の犯罪少年675人について、男女別をみると男567人(84.0%)、女子108人(16.0%)となっています。全国の男女別比率は、男子80.8%、女子19.2%です。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年の推移

単位(人・%) 年次別 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 区分 1,558 1,584 1,398 1,101 865 675 合 計 1,412 980 895 903 956 犯男 子 971 1047 1,103 1,008 825 726 642 712 710 676 567 441 511 481 390 276 254 253 191 246 189 108 年女子の占める割合 31.2 32.8 30.4 27.9 25.1 25.9 21.2 25.7 16.0 28.3 21.8 全国の女子の占める割合 23.8 24.4 24.1 24.5 24.0 23.1 23.5 22.0 20.5 20.0 19.2 年次別 13年 14年 15年 16年 17年 20年 18年 19年 21年 22年 23年 区分 合 計 207 317 331 359 272 263 236 296 262 261 252 男 子 160 193 234 247 203 211 181 239 196 187 191 47 124 112 69 52 55 57 66 74 61 97 年女子の占める割合 22.7 39.1 29.3 31.2 25.4 19.8 23.3 19.3 25.2 28.4 24.2

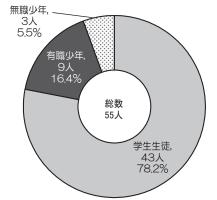
第3節 特別法犯少年

1. 特別法犯少年の状況

平成23年中に検挙・補導した特別法犯少年55人に ついて法令別にみると、「軽犯罪法違反」が最も多くな っています。

また、学職別にみると、学生生徒78.2%、有職少年 16.4%、無職少年5.5%の順になっています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の補導状況

単位(人)

_							
法	年次別 令	18年	19年	20年	21年	22年	23年
軽	犯 罪 法	2 (1)	18 (4)	2 (1)	4 (3)	9 (5)	7 (17)
銃	砲刀剣類所持等取締法	3 (1)	2	2 (1)	1	3 (2)	2
覚	せ い 剤 取 締 法	1	3	3	4		1
毒	物 及 び 劇 物 取 締 法	9	9	4	2		1
廃ӭ	棄物の処理及び清掃に関する法律	4	00	3 (1)	3	2 (0)	2
県	青少年の健全育成に関する法律		0	2			2
そ	の他	18 (3)	12 (1)	10 (7)	10 (1)	23 (2)	20 (3)
合	計	37 (5)	52 (5)	26 (10)	24 (4)	37 (9)	35 (20)

(備考)交通関係法令を除く。()は触法で内数。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. シンナー等乱用少年

シンナーや接着剤の乱用により検挙・補導した少年は1人で、前年比では1人の増加となりまし た。

第7-3-3表 シンナー・接着剤等乱用少年の年次推移

単位(人)

学職	年次別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
総	数	56	51	54	41	18	9	9	4	2	0	1
学	中学生	1	9	4	4	2	0	0	0	0	0	0
学生・	高校生	12	7	9	5	2	2	0	1	0	0	0
生徒	その他	5	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0
徒	小計	18	18	16	9	5	2	0	1	0	0	0
有〕	職少年	17	9	15	12	1	5	3	2	2	0	0
無〕	職少年	21	24	23	20	12	2	6	1	0	0	1

(注)不良行為としての補導を含む。

第7-3-4図 シンナー・接着剤等の乱用動機および入手先

単位(人)

_											<u>+1</u>	<u>/ (/()</u>
ź	区分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
糸	数	9	5	11	3	5	1	3	3	4	0	0
	学生生徒	1	0	4	1	0	0	1	0	1	0	1
	有職少年	4	1	2	2	2	0	1	1	1	0	0
	無職少年	4	4	5	0	3	1	1	2	2	0	0

(資料) 滋賀県警察本部少年課

3. 覚せい剤乱用少年

特別法犯少年のうち覚せい剤取締法で検挙・補導した少年は1人で、前年比では1人の増加となりました。

第7-3-5表 少年の覚せい剤事犯の補導状況

単位(人)

年	次区分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
総	数	9	5	11	3	5	1	3	3	4	0	0
	学生生徒	1	0	4	1	0	0	1	0	1	0	1
	有職少年	4	1	2	2	2	0	1	1	1	0	0
	無職少年	4	4	5	0	3	1	1	2	2	0	0

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第4節 不良行為少年

平成23年中に補導した不良行為少年は、5,864人で前年より1,293人減少しました。その内容をみると、深夜はいかいが3,201人(54.8%)、次いで喫煙2,236人(38.2%)となっています。

学職別に年次別推移をみると、いずれの学職も減少傾向にありますが、平成23年は小学生と有職 少年が増加しました。

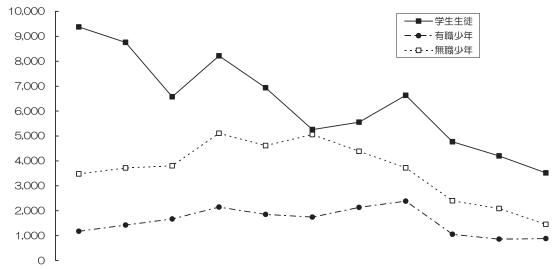
第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況

単位(人)

行者	-/_ 為別	左	∓ 次	18年	19年	20年	21年	22年	23年
喫			煙	4,937	5,751	5,728	3,671	3,227	2,236
深	夜は	いか	۱ <i>۱</i> ۱	6,530	5,671	6,220	4,022	3,382	3,201
暴	走	行	為	58	68	39	19	24	40
不	良	交	友	3	7	6	1	1	5
怠			学	266	363	460	309	335	205
飲			酒	108	87	101	86	38	30
家			出	71	65	85	52	54	62
不	健组	È 娯	楽	5	10	6	4	8	7
無	断	外	泊	14	22	21	5	12	3
そ	0)	他	61	23	69	47	58	57
合			計	12,053	12,067	12,735	8,216	7,139	5,846

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-4-2図 不良行為少年の年次別推移



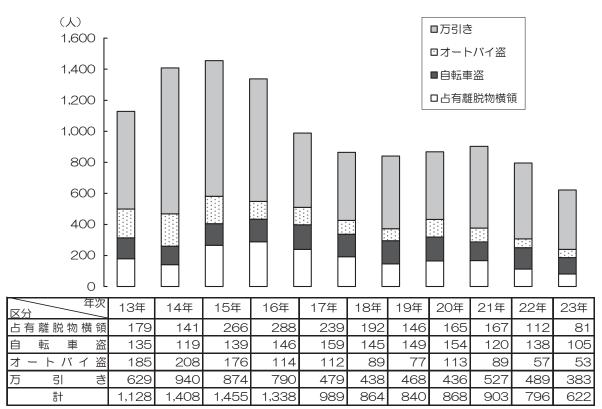
学師	職別	年》	別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
	小	学	生	49	83	58	47	29	29	18	41	29	22	36
	ф	学	生	2,530	2,313	1,819	2,769	2,355	1,447	1,940	2,916	2,046	1,979	1,416
	高	校	生	6,005	5,661	4,169	4,675	4,034	3,512	3,404	3,501	2,574	2,057	1,933
	その	他等	生	793	702	528	724	516	265	189	175	117	139	130
学	生	生	徒	9,377	8,759	6,574	8,215	6,934	5,253	5,551	6,633	4,766	4,197	3,515
有	職	少	年	1,175	1,423	1,668	2,144	1,850	1,744	2,133	2,384	1,053	856	880
無	職	少	年	3,475	3,716	3,803	5,104	4,615	5,056	4,383	3,718	2,397	2,086	1,451
合			計	14,027	13,899	12,045	15,463	13,399	12,053	12,067	12,735	8,216	7,139	5,846

(備考) 無職少年には未就学児を含む。

第5節 初発型非行

1. 初発型非行の現状

平成23年中に刑法の罪で、927人の少年が検挙・補導されていますが、中でも万引き、オートバイ盗、自転車盗などの、いわゆる初発型非行で検挙・補導された少年は622人で依然として多く、万引きが61.6%、自転車盗が16.9%、占有離脱物横領13.0%、オートバイ盗8.5%となっています。また刑法犯に占める初発型非行の割合も67.1%と極めて高くなっています。



第7-5-1図 初発型非行少年の推移

(備考)人数は刑法犯少年として検挙・補導されたもの。

2. 万引き少年

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、全体の89.8%が学生・生徒・児童で、その率は依然として高く、中でも中学生が41.5%、高校生が32.6%を占めています。

有職少年 13人 3.4% その他学生 12人 2.5% 無職少年 26人 6.8% 小学生 53人 13.8% 総数 383人

第7-5-2図 万引き少年の学職別状況

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第6節 校内暴力

平成23年中に校内暴力によって検挙・補導された学生・生徒は30人で、前年より8人増加しま した。

また、教師に対する暴力については、20人(前年9人)が検挙・補導されました。

(件) (人) 80 70 60 60 40 30 20 10

第7-6-1図 校内暴力の検挙・補導人員

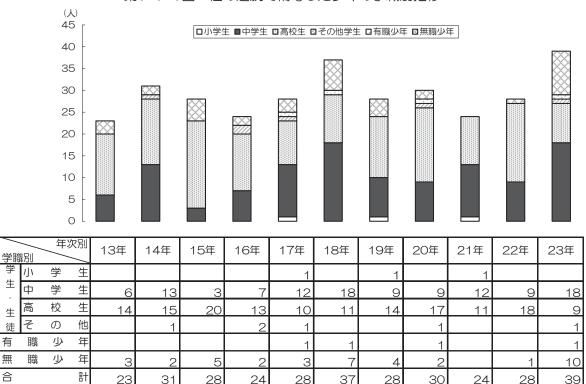
		OF											
区:	一 分	年次別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
		学生			1	1	1	1	1	1			
		対 教 師 暴 力			1			1					
		生徒間暴力				1	1		1	1			
捻		器 物 損 壊											
検挙	ф:	学生	53	43	53	35	46	55	43	54	32	21	29
拉击		対 教 師 暴 力	26	24	23	29	27	36	24	22	24	8	20
補導		生徒間暴力	23	18	19	6	17	14	18	22	2	6	5
人員		器物損壊	4	1	11		2	5	1	10	6	7	4
	高	校生	17	3	5	1	3	1	3			1	
		対 教 師 暴 力						1				1	
		生徒間暴力	17	3	5	1	3		2				1
		器物損壊							1				
処		理件数	45	31	47	37	45	51	38	42	26	19	22
7/1		生 片 奴	(26)	(22)	(23)	(29)	(27)	(35)	(20)	(22)	(21)	(9)	(15)

(備考) () 内は対教師暴力事件で内数

第7節 性非行

1. 性の逸脱行為の学職別推移

性の逸脱行為があった少年は39人で前年より11人増加しており、学職別でみると中学生18人、 無職少年が10人、高校生が9人、有職少年が1人、その他の学生が1人でした。



第7-7-1図 性の逸脱で補導した少年の学職別推移

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 性の逸脱のきっかけ

少年の性の逸脱のきっかけとなった行動は、これまで主流であった出会い系サイトの利用が減少 しました。

	年次	別 17	7年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
区分				,	,	'	,		
性の逸脱行	為をした少	年	28	37	28	30	24	28	39
出会り	1系サイ	 	13	12	20	13	5	4	2
テレクラ	・ツーショッ	 -	2	11	3	3		3	
ナ	ン	/ Y	2	3	1				7
友 達	• 恋	人	4	2		4	2	4	
知り) 合	しり	2	5	2	2		4	4
紹		介	4	4	1	2	5	1	9
そ	の	他	1		1	6	12	12	17

第7-7-2表 性の逸脱の手段の推移

3. 性の逸脱行為の動機別状況

性の逸脱行為で補導した少年の動機については、第7-7-3図のとおりとなっています。

(人) 25 ■平成22年 ☑平成23年 20 15 10 5 Ο 動機別 自らすすんで 誘われて 遊 その 川 そ 総 ッ īŠĪ 131 定 味 の 計 \mathcal{O} 味 クスが 金 の 他 金 他 他 男が が欲 が 好 好 欲 奇 奇 心から 好きで 好きで じくて 17/ 数 から 年次別 平成22年 7 2 5 28 3 1 13 8 13 2 平成23年 39 10 5 5 5 13 3 23 8

第7-7-3図 性の逸脱行為の動機別状況

(注) ここでいう性の逸脱行為で補導した少年とは、

3

11

- 売春防止法第2条の「売春」をした少年、又は「売春」の相手方となった少年
- 児童福祉法第34条第1項第6号の「児童に淫行をさせる行為」により淫行した児童

3

○ 児童買春・児童ポルノ法第2条の「児童買春」をした少年、又は「児童買春」の相手方となった児童

10

1

- 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項、3項、5項の「児童ポルノの製造」により児童ポルノに描写された児童
- 滋賀県青少年健全育成条例の「いん行またはわいせつな行為」をした少年、又は相手方となった少年
- 刑法第182条の「淫行勧誘罪」により姦淫した女子少年
- 健全育成上支障のある性的行為をしていた少年 をいう。

(資料)滋賀県警察本部少年課

増減

第8節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化等様々な要因が相まって、グループ数、構成員数及び走行回数がともに減少し、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、バイク数台による挑発的なゲリラ暴走の傾向が強くなってきています。

その一方で、「旧車會(暴走族風に改造した旧型バイクを運転するグループ)」と称する暴走族OB等を中心とした集団が組織され、休日等を中心に他府県の旧車會と合流して、大規模な集団走行を行うなどしています。

また、全国的にも、グループ数・構成員数・走行回数は減少していますが、暴走族による刑法犯罪は、バイクで走行中の一般人に対する強盗致傷事件、交友関係がある少年に対する傷害事件、捜査車両に対する集団器物損壊事件等が発生しています。

1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを 最高に、減少傾向をたどっていますが、昭和63 年ごろからグループの再編の兆候が顕著となって います。平成23年末現在2グループ、人員は 122人を確認しており、暴走族グループと行動 を共にするなどの旧車會やグループ未加入者を加 えると人員は257人となっています。

第7-8-1表 暴走族容疑者の年次別推移

年別	暴走族容疑者
11年	553人
12年	537人
13年	601人
14年	503人
15年	478人
16年	423人
17年	435人
18年	372人
19年	317人
20年	325人
21年	352人
22年	315人
23年	257人
小八光如目敬宛士	77 -ナ・73 +ト・2巻 =田

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

2. 年齡別、学職別構成

把握した 257 人については、少年が 44.7%を占めています。 年齢別では、19 歳が 13.6%と多く、次いで 17 歳の 12.8%となっています。 また、学職別では、無職者が27.2%と最も多くなっています。

第7-8-2表 暴走族の年齢別構成

単位(人)

年數別年次	少年	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	合計
平成11	385	20	56	105	104	100	168	553
12	392	7	30	96	141	118	145	537
13	460	39	76	123	123	99	141	601
14	397	19	37	110	144	87	106	503
15	347	18	38	76	118	97	131	478
16	296	12	24	70	86	104	127	423
17	247	14	17	52	83	81	188	435
18	246	12	39	63	71	61	126	372
19	202	11	30	43	58	60	115	317
20	202	3	24	51	64	60	123	325
21	172	2	12	36	68	54	180	352
22	142	3	6	15		72	173	
23	115	3	16	33	28	35	142	257

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

第7-8-3表 暴走族の学職別構成

単位(人)

										$111 \left(A \right)$
学職別年次	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他	店員	自動車 関係工員	その他	計
平成11	278	152	9	76	53	23	9	4	25	553
12	249	145	6	74	57	17	14	9	40	537
13	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601
14	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503
15	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478
16	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423
17	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435
18	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372
19	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317
20	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325
21	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352
22	120	21	10	24	20	4	5	19	116	315
23	72	31 ******	26	28	12	16	11	15	74	257

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

3. 暴走行為の現状

暴走行為は前年と比較すると、暴走回数、参加人員、参加台数はともに減少していますが、その 一方、原付バイク数台での散発的なゲリラ暴走の傾向が増加していることが窺えます。

第7-8-4表 暴走事案の発生状況

単位(人)

区分	夏丰同数 (同)	見土 粉 (l)		参加車両(台)		
年次	暴走回数(回)	暴走人数(人)		二輪(台)	四輪(台)	
平成11	137	2,017	1,076	899	177	
12	116	1,741	955	868	87	
13	139	1,188	783	760	23	
14	190	2,619	1,403	1,192	211	
15	151	1,612	870	850	20	
16	80	939	526	429	97	
17	123	1,382	700	636	64	
18	124	982	502	474	28	
19	87	909	483	470	13	
20	110	786	467	465	2	
21	136	890	683	454	229	
22	131	587	402	401	1	
23	89	354	277	267	10	

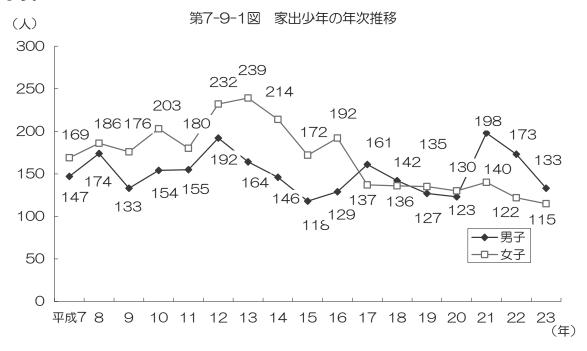
(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

第9節 家出少年

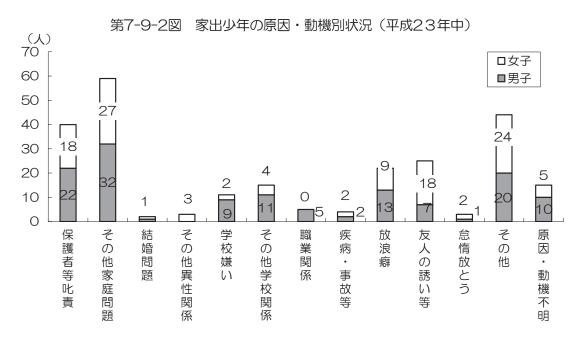
平成 23 年中に警察へ捜索願出のあった家出少年は 248 人で、前年に比べて 47 人減少しました。これを男女別にみると、女子の家出の数は過去最低の人数となり、男子の家出の数は平成 21 年から減少傾向となっています。

家出少年を学職別にみると、小・中学生が118人と最も多く、全体の47.6%を占め、次いで高校生が67人となっています。

家出の原因・動機は「その他家庭問題」が59人と最も多く、次いで「その他」が44人となっています。



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課

第10節 いじめ

平成23年度にいじめを認知した公立学校の数は、小学校64校、中学校38校、高等学校16校の合計118校でした。認知件数は小学校106件、中学校69件、高等学校32件の合計207件で、平成22年度と比べて小学校で増減なし、中学校で6件増加、高等学校で2件減少しました。

平成23年秋、大津市において中学2年生の生徒が自殺するという痛ましい事件が起こりました。 このことから、いじめは命に関わる重大な事案であるということを全教員が再認識することが必要 であり、あらためて、いじめ問題の対応について再点検を行いました。また、いじめの疑いについ ても報告を求め、早期発見、早期対応に努めています。

今後も、いじめとして把握している事象が氷山の一角であるかもしれないという認識に立って、 未然防止、早期発見に向けての取組を進めていきます。

第7-10-1表 小学校(公立)におけるいじめの認知状況

		滋	賀 県		全国				
	認知校数	認知件数	認知学校数の割 合(%)	児童1,000人あた り認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割 合(%)	児童1,000人あた り認知件数	
平成19年度	90	190	38.3	2.22	8,778	48,526	39.2	6.92	
平成20年度	77	137	32.9	1.59	7,356	40,545	33.1	5.79	
平成21年度	56	96	24.0	1.11	6,972	34,494	31.7	4.97	
平成22年度	62	106	26.5	1.23	7,732	36,520	35.7	5.32	
平成23年度	64	106	27.5	1.24	6,846	32,705	31.9	4.84	

(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課

第7-10-2表 中学校(公立)におけるいじめの認知状況

		滋	賀県		全 国				
	認知校数	認知件数	認知学校数の割 合(%)	生徒1,000人あた り認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割 合(%)	生徒1,000人あた り認知件数	
平成19年度	62	150	61.4	3.70	6,640	42,122	65.3	12.66	
平成20年度	39	75	38.6	1.86	5,887	35,757	58.1	10.83	
平成21年度	37	67	36.6	1.66	5,571	31,162	55.3	9.42	
平成22年度	34	63	33.7	1.56	5,719	32,368	57.2	9.88	
平成23年度	38	69	37.6	1.68	5,386	29,636	54.2	9.01	

(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課

第7-10-3表 高等学校(県立)におけるいじめの認知状況

		滋	賀県		全 国				
	認知校数	認知件数	認知学校数の 割合(%)	生徒1,000人あた り認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の 割合(%)	生徒1,000人あた り認知件数	
平成19年度	22	56	44.9	1.74	2,076	6,418	52.0	2.69	
平成20年度	14	41	26.9	1.29	1,771	5,043	39.8	2.14	
平成21年度	17	30	32.7	0.96	1,610	4,307	36.7	1.84	
平成22年度	17	34	32.7	1.08	1,822	5,474	42.5	2.32	
平成23年度	16	32	30.8	1.02	1,664	4,648	39.3	1.99	

(資料)滋賀県教育委員会事務局学校教育課